新ひだか町利用可能保育所・幼稚園

早わかりチャート

保育所や幼稚園などを利用するには、いずれかの支給認定を受ける必要があります。
フローチャートに沿って、お子さんが該当する認定区分をご確認ください。

お子さんの年齢は？（４月１日時点）

- ３～５歳 → **「保育を必要とする事由」に該当しますか？**
  - 該当しない → **１号認定**
    保育を必要としない満３歳以上のお子さん
    - 幼稚園
    - 認定こども園（幼稚園部分）
  - 該当する → **２号認定**
    保育を必要とする満３歳以上のお子さん
    - 認可保育所
    - 認定こども園（保育部分）
- ０～２歳 → **「保育を必要とする事由」に該当しますか？**
  - 該当する → **３号認定**
    保育を必要とする満３歳未満のお子さん
    - 認可保育所
    - 認定こども園（保育部分）
  - 該当しない → **認定非該当**
    一時預かりなどを利用できます
    - 一時預かり

認定こども園マーガレット幼稚園
マーガレット保育園
静内幼稚園
町立静内保育所
静内ベビーホーム

町内利用可能施設
- 静内地区
- 三石地区

延出保育所
歌笛保育園
本桐保育所